

第5章 良好な風景づくりのための行為の制限に関する事項

5-1. 届出対象行為

糸満市の魅力ある風景を保全、そして形成していくために、市全域において風景に大きな影響を与える大規模な建築物や工作物の新築、新設、増築、改築、移転又は外観の変更を行う場合には事前に届出が必要となり、景観形成方針と行為の制限（景観形成基準）に合致したものとすることが求められます。

以下の表に該当する行為を行う場合は届出の対象となります。なお、建築物と工作物の形態・意匠に関する行為は特定届出対象行為となり、景観形成方針及び景観形成基準に合致しないものについては変更命令を受ける対象となります。

表：市全域における届出対象行為

対象となる行為		対象規模
①建築物の建設など※ ¹		高さが10mを超える建築物、若しくは延べ面積が500㎡を超える建築物
②工作物の建設など※ ¹	塔状工作物類・遊戯施設類※ ²	高さ10mを超えるもの（ただし電柱を除く）
	製造施設・貯蔵施設・処理施設・自動車車庫など	高さ10mを超えるもの、又は築造面積500㎡以上
	垣、柵、塀類	高さ2mを超えるもの
	橋梁・歩道橋・高架道路類	延長20mを超えるもの
	墓園類	墓園類で、築造面積300㎡以上のもの
	太陽光発電設備など	パネル面積の合計が50㎡を超えるもの
③開発行為		面積500㎡以上、又は切土又は盛土によって生ずる法面若しくは擁壁の高さが2m以上のもの
④土地の開墾及びその他の土地の形状の変更		
⑤木竹の植栽、伐採		植栽、伐採面積が500㎡以上のもの
⑥屋外における物件の堆積		堆積を行う土地面積の合計が堆積規模500㎡以上、又は堆積の高さ4mを超えるもの
⑦水面の埋立て		面積100㎡以上のもの
⑧特定照明		届出が必要な建築物及び工作物について、夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件の外観について行う特定照明の新設、増設、改設若しくは移設又は色彩などの照明方法の変更

※¹：新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更

※²：例）電波塔、物見塔、装飾塔類／煙突、排気塔類／高架水槽、冷却塔類／鉄筋コンクリート造の柱、金属製の柱、合成樹脂製の柱、アンテナ類／観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーラウンド類／アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラント類／石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料などを貯蔵し、または処理する施設類／自動車車庫の用に供する立体的な収納施設類／汚水処理施設、ごみ処理施設、汚物処理施設、排水処理施設類／彫像、記念碑類／汚水・ごみ処理施設類／風力発電施設

表：ジョーグワー景観形成重点地区、国道 331 号沿道景観形成重点地区及び米須集落景観形成重点地区における届出対象行為

対象となる行為		対象規模
①建築物の建設など※ ₁	建築物の新築、増築、改築又は移転の場合	建築確認が必要なもの
	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更の場合	見付面積が 10 ㎡以上のもの
②工作物の建設など※ ₁	塔状工作物類・遊戯施設類※ ₂	高さ 10mを超えるもの（ただし電柱を除く）
	製造施設・貯蔵施設・処理施設・自動車車庫など	高さ 10mを超えるもの、又は築造面積 500 ㎡以上
	垣、柵、塀類	高さ 2mを超えるもの
	橋梁・歩道橋・高架道路類	延長 20mを超えるもの
	墓園類	墓園類で、築造面積 300 ㎡以上のもの
	太陽光発電設備など	パネル面積の合計が 50 ㎡を超えるもの
③開発行為		面積 500 ㎡以上、又は切土又は盛土によって生ずる法面若しくは擁壁の高さが 2m 以上のもの
④土地の開墾及びその他の土地の形状の変更		
⑤木竹の伐採		植栽、伐採面積が 500 ㎡以上のもの
⑥屋外における物件の堆積		堆積を行う土地面積の合計が堆積規模 500 ㎡以上、又は堆積の高さ 4m を超えるもの
⑦水面の埋立て、干拓		面積 100 ㎡以上のもの
⑧特定照明		届出が必要な建築物及び工作物について、夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件の外観について行う特定照明の新設、増設、改設若しくは移設又は色彩などの照明方法の変更

※₁：新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更

※₂：例）電波塔、物見塔、装飾塔類／煙突、排気塔類／高架水槽、冷却塔類／鉄筋コンクリート造の柱、金属製の柱、合成樹脂製の柱、アンテナ類／観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーラウンド類／アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラント類／石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料などを貯蔵し、または処理する施設類／自動車車庫の用に供する立体的な収納施設類／污水处理施設、ごみ処理施設、汚物処理施設、排水処理施設類／彫像、記念碑類／污水・ごみ処理施設類／風力発電施設

5-2. 届出対象外の行為

以下の表に該当する行為は、届出の対象とはなりません。

対象となる行為		対象規模	
		市全域	重点地区
①建築物の建設など※ ※ ₁	建築物の新築、増築、改築又は移転の場合	高さが 10m 以下のもの又は延べ面積が 500 ㎡以下のもの	建築確認が必要でないもの
	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更の場合		見付面積が 10 ㎡未満のもの
②工作物の建設など※ ※ ₁	塔状工作物類・遊戯施設類※ ₂	高さが 10m 以下のもの	
	製造施設・貯蔵施設・処理施設・自動車車庫など	高さが 10m 以下のもの又は築造面積 500 ㎡未満のもの	
	垣、柵、塀類	高さが 2m 以下のもの	
	橋梁・歩道橋・高架道路類	延長 20m 以下のもの	
	墓園類	築造面積が 300 ㎡未満のもの	
	太陽光発電設備など	パネル面積の合計が 50 ㎡以下のもの	
③開発行為		面積 500 ㎡未満、又は切土又は盛土によって生ずる法面若しくは擁壁の高さが 2m 未満のもの	
④土地の開墾及びその他の土地の形状の変更			
⑤木竹の植栽、伐採		植栽、伐採面積が 500 ㎡未満のもの	
⑥屋外における物件の堆積		堆積を行う土地面積の合計が堆積規模 500 ㎡未満、又は堆積の高さ 4m 以下のもの	
⑦水面の埋立て、干拓		埋立て面積が 100 ㎡未満のもの	

※1：新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更

※2：例）電波塔、物見塔、装飾塔類／煙突、排気塔類／高架水槽、冷却塔類／鉄筋コンクリート造の柱、金属製の柱、合成樹脂製の柱、アンテナ類／観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーラウンド類／アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラント類／石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料などを貯蔵し、または処理する施設類／自動車車庫の用に供する立体的な収納施設類／污水处理施設、ごみ処理施設、汚物処理施設、排水処理施設類／彫像、記念碑類／汚水・ごみ処理施設類／風力発電施設

その他、以下のような例についても届出の対象外とする場合があります。

☐ 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為（法第 16 条第 7 項第 1 号） ☐ 地下に設ける建築物の建築など又は工作物の建設など（令第 8 条第 1 号） ☐ 仮設の工作物の建設など（令第 8 条第 2 号） ☐ 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為（令第 8 条第 4 号イ） ☐ 非常災害のため必要な応急措置として行う行為（法第 16 条第 7 項第 2 号） ☐ 景観重要公共施設の整備として行う行為（法第 16 条第 7 項第 4 号） ☐ 沖縄県屋外広告物条例の規定に適合する屋外広告物の表示又は設置（令第 10 条第 4 号）
--

※（ ）内の「法」は景観法を、「令」は景観法施行令を表します。

5-3. 景観形成基準

(1) エリアごとの景観形成基準

市街地エリア(字糸満エリアを除く)

① 建築物・工作物	配置・高さ	■高さについては建築基準法の規定※¹による。ただし、主要な眺望点からの眺望や海岸線や低地部から斜面緑地の緑の稜線を見上げた時の眺望を阻害しないように配慮した建築物や建築設備の高さ・配置となるように努める。 ■緑の骨格軸である斜面緑地の近傍においては、その稜線を阻害しない高さ・配置となるように努める。 ■商業地においては、低層階における歩行者の回遊性を創出するために、開放感、賑わいの演出に努める。 ■太陽光パネルを設置する場合は、周辺の風景との調和に配慮するとともに、道路や公園などの公共の場所から目立たないよう配置などを工夫する。
	意匠・素材	■背景となる豊かな自然環境や歴史文化に配慮し、外壁に自然素材を使用するなど、周辺の風景に調和するよう努める。 ■大規模な壁面を避け、周辺の風景に与える影響を軽減するよう配慮する。
	色彩	■外壁の基調色はマンセル表色系※²において、すべての色相で明度8以上、彩度2以下とする。 ■アクセントカラーについては、壁面の垂直投影面積の10%未満においてその限りではない。ただし一般住宅においては壁面の垂直投影面積の5%未満とする。 ■屋根の基調色はマンセルカラーパレットにおいて、R、YRで明度4以上7以下、彩度4以上8以下とする。なお、勾配屋根についてのみ適用するものとする。
	敷地・外構	■道路境界部では、生垣や芝などによる緑化や琉球石灰岩の石積みなど、歴史文化や自然との調和に努める。 ■ブロック塀やコンクリート塀、金網など、自然素材でない無機質な材料を使用する場合は、塗装などによる修景に努める。 ■隣地境界部に塀や柵を設置する場合は、圧迫感を与えない高さとするように努める。
	緑化	■樹種の構成および樹木の配置を考慮した植栽を行い、既存樹として樹姿や樹勢が優れた良好な樹木がある場合は、修景に活かすようにする。 ■敷地面積に対して、緑地率で5%以上、もしくは緑被率で15%以上を確保するものとする。ただし、屋上緑化および壁面緑化はその対象としない。※³
	設備	■エアコンの室外機や給湯器などの設備機器類、またごみ集積場や倉庫などの付帯施設については、道路などの公共空間から見えないような場所へ設置することとする。困難な場合は、建築物本体と一体化し、同調して目立たないような工夫をすることとする。
	② 開発行為	■擁壁については、周辺の風景と調和した形態意匠及び素材となるよう工夫をすることとする。 ■開発行為により生じた法面などについては、周辺の風景と調和した緑化などにより修景を行う。
③ 土地の開墾及びその他の土地の形状の変更		■開発後の土地の形状が、周辺の風景と不調和にならないようにする。 ■造成については必要最小限のものとし、現状の土地形状を著しく変更することのないようにする。
④ 屋外における物件の堆積		■堆積物が通りから見えないように遮蔽するなどの工夫をする。
⑤ 特定照明		■地域の夜間の風景を損なう、過度の明るさや色彩の照明を避ける。

※¹：潮崎地区、南浜地区、武富地区においては地区計画の基準による。

※²：色相・明度・彩度に従い、赤・黄・緑・青・紫色及びその中間色の計10色を基準に組み立てたもの。

※³：緑地率は、植込地や植栽柵、芝生地などの面積の総和を敷地面積で除した割合。緑被率は、敷地全体の中で、樹木の完成形の投影面積と芝生などの面積の総和を敷地面積で除した割合。

字糸満エリア(重点地区を除く)

①建築物・工作物	配置・高さ	■山巔毛を眺望点とした場合の海や南山城跡への眺望を阻害しない高さ・配置となるように努める。その高さは屋上部に設ける建築設備を含めて、17m以下かつ5階以下とする。 ※ただし、公益上やむを得ない理由（津波避難ビル指定を前提とした計画など）又はその他市長が認める理由がある場合で、高さ制限を緩和しても風景づくり計画の方針に則り良好な風景の形成を図ることができると思われる場合は、高さ制限の緩和を受けることができる。 ■緑の骨格軸である斜面緑地の近傍においては、その稜線を阻害しない高さ・配置となるように努める。 ■太陽光パネルを設置する場合は、周辺の風景との調和に配慮するとともに、道路や公園などの公共の場所から目立たないよう配置などを工夫する。
	意匠・素材	■背景となる豊かな自然環境や歴史文化に配慮し、外壁に自然素材を使用するなど、周辺の風景に調和するよう努める。 ■大規模な壁面を避け、周辺の風景に与える影響を軽減するよう配慮する。
	色彩	■外壁の基調色はマンセルカラーパレットにおいて、すべての色相で明度8以上、彩度2以下とする。 ■アクセントカラーについては、壁面の垂直投影面積の10%未満においてその限りではない。ただし一般住宅においては壁面の垂直投影面積の5%未満とする。 ■屋根の基調色はマンセルカラーパレットにおいて、R、YRで明度4以上7以下、彩度4以上8以下とする。なお、勾配屋根についてのみ適用するものとする。
	敷地・外構	■道路境界部では、生垣や芝などによる緑化や琉球石灰岩の石積みなど、歴史文化や自然との調和に努める。 ■ブロック塀やコンクリート塀、金網など、自然素材でない無機質な材料を使用する場合は、塗装などによる修景に努める。 ■隣地境界部に塀や柵を設置する場合は、圧迫感を与えない高さとするように努める。
	緑化	■敷地内はできるだけを緑化に努め、緑や花の潤いを感じられるよう心がける。 ■樹種の構成および樹木の配置を考慮した植栽を行い、既存樹として樹姿や樹勢が優れた良好な樹木がある場合は、修景に活かすようにする。 ■敷地面積に対して、緑地率で5%以上、もしくは緑被率で15%以上を確保するものとする。ただし、屋上緑化および壁面緑化はその対象としない。
	設備	■エアコンの室外機や給湯器などの設備機器類、またごみ集積場や倉庫などの付帯施設については、道路などの公共空間から見えなような場所へ設置することとする。困難な場合は、建築物本体と一体化し、同調して目立たないような工夫をすることとする。
	②開発行為	■擁壁については、周辺の風景と調和した形態意匠及び素材となるよう工夫をすることとする。 ■開発行為により生じた法面などについては、周辺の風景と調和した緑化などにより修景を行う。
③土地の開墾及びその他の土地の形状の変更		■開発後の土地の形状が、周囲の景観と不調和にならないようにする。 ■造成については必要最小限のものとし、現状の土地形状を著しく変更することのないようにする。
④屋外における物件の堆積		■堆積物が通りから見えなように遮蔽するなどの工夫をする。
⑤特定照明		■地域の夜間の風景を損なう、過度の明るさや色彩の照明を避ける。

東部エリア		南部エリア(重点地区を除く)	
①建築物・工作物	配置・高さ	■海への眺望や、農地の広がり配慮した建築物や建築設備の高さ・配置となるように努める。 ■緑の骨格軸である斜面緑地の近傍においては、その稜線を阻害しない高さ・配置となるように努める。 ■太陽光パネルを設置する場合は、周辺の風景との調和に配慮するとともに、道路や公園などの公共の場所から目立たないよう配置などを工夫する。	
	意匠・素材	■背景となる豊かな自然環境や歴史文化に配慮し、外壁に自然素材を使用するなど、周辺の風景に調和するよう努める。 ■大規模な壁面を避け、周辺の風景に与える影響を軽減するよう配慮する。	
	色彩	■外壁の基調色はマンセルカラーパレットにおいて、すべての色相で明度8以上、彩度2以下とする。 ■アクセントカラーについては、壁面の垂直投影面積の10%未満においてその限りではない。ただし一般住宅においては壁面の垂直投影面積の5%未満とする。 ■屋根の基調色はマンセルカラーパレットにおいて、R、YRで明度4以上7以下、彩度4以上8以下とする。なお、勾配屋根についてのみ適用するものとする。	
	敷地・外構	■道路境界部では、生垣や芝などによる緑化や琉球石灰岩の石積みなど、歴史文化や自然との調和に努める。 ■ブロック塀やコンクリート塀、金網など、自然素材でない無機質な材料を使用する場合は、塗装などによる修景に努める。 ■隣地境界部に塀や柵を設置する場合は、圧迫感を与えない高さとするように努める。	
	緑化	■敷地内はできるだけを緑化に努め、緑や花の潤いが感じられるよう心がける。 ■樹種の構成および樹木の配置を考慮した植栽を行い、既存樹として樹姿や樹勢が優れた良好な樹木がある場合は、修景に活かすようにする。 ■敷地面積に対して、緑地率で10%以上、もしくは緑被率で20%以上を確保するものとする。ただし、屋上緑化および壁面緑化はその対象としない。	
	設備	■エアコンの室外機や給湯器などの設備機器類、またごみ集積場や倉庫などの付帯施設については、道路などの公共空間から見えないような場所へ設置することとする。困難な場合は、建築物本体と一体化し、同調して目立たないような工夫をすることとする。	
②開発行為		■擁壁については、周辺の風景と調和した形態意匠及び素材となるよう工夫をすることとする。 ■開発行為により生じた法面などについては、周辺の風景と調和した緑化などにより修景を行う。	
③土地の開墾及びその他の土地の形状の変更		■開発後の土地の形状が、周囲の風景と不調和にならないようにする。 ■造成については必要最小限のものとし、現状の土地形状を著しく変更することのないようにする。	
④屋外における物件の堆積		■堆積物が通りから見えないように遮蔽するなどの工夫をする。	
⑤特定照明		■地域の夜間の風景を損なう、過度の明るさや色彩の照明を避ける。	

(2) 重点地区の景観形成基準

ジョーグラー景観形成重点地区

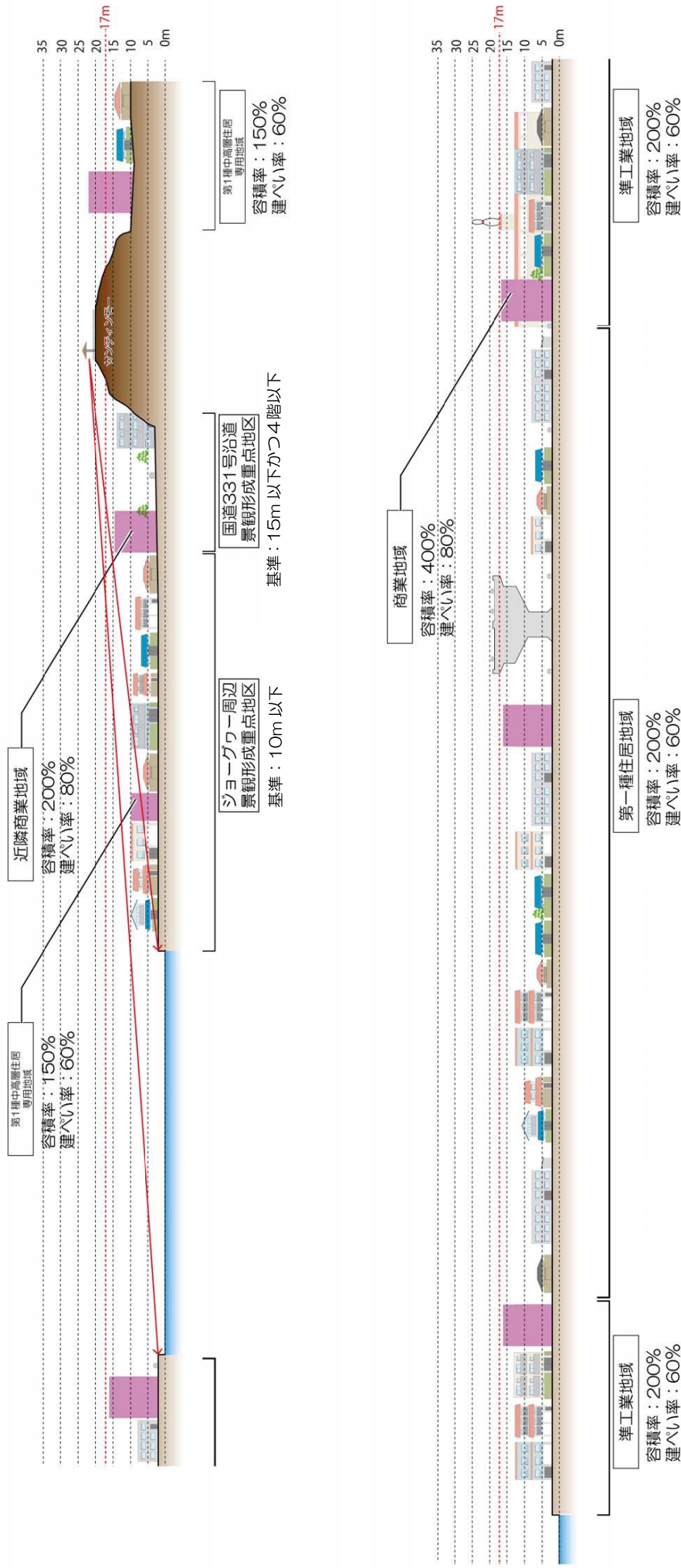
① 建築物・工作物	配置・高さ	■山嶺毛から漁港への眺望を阻害しない高さ・配置となるように努め、その高さは屋上部に設ける建築設備を含めて、10m以下とする。 ※ただし、公益上やむを得ない理由（津波避難ビル指定を前提とした計画など）又はその他市長が認める理由がある場合で、高さ制限を緩和しても風景づくり計画の方針に則り良好な風景の形成を図ることができる」と認められる場合は、高さ制限の緩和を受けることができる。 ■太陽光パネルを設置する場合は、周辺の風景との調和に配慮するとともに、道路や公園などの公共の場所から目立たないよう配置などを工夫する。
	意匠・素材	■山嶺毛や白銀堂などの歴史環境や背景となる漁港の風景に配慮し、外壁に自然素材を使用するなど、街なみに調和した風景を形成するように努める。 ■建築物の屋根の形状については、原則として赤瓦勾配屋根とし、寄棟を可能な限り採用する。
	色彩	■外壁の基調色はマンセルカラーパレットにおいて、5R～5Yで明度8以上、彩度2以下とする。 ■アクセントカラーについては、壁面の垂直投影面積の10%未満においてその限りではない。ただし一般住宅においては壁面の垂直投影面積の5%未満とする。 ■屋根の基調色はマンセルカラーパレットにおいて、R、YRで明度4以上7以下、彩度4以上8以下とする。なお、勾配屋根についてのみ適用するものとする。
	敷地・外構	■道路に面する塀などの外構部などの仕上げ材については、琉球石灰岩の相方積みもしくは切り石張りとするように努める。
		■柵などを設置する際は、可能な限り道路境界線から後退させ、解放された公共性のある空間づくりに努める。
		■ブロック塀やコンクリート塀、金網など、自然素材でない無機質な材料を使用する場合は、塗装などによる修景に努める。
		■可能な限りヒンブンを設置する。
		■玄関アプローチ部については、可能な限り琉球石灰岩切り石張りとする。
		■隣地境界部に塀や柵を設置する場合は、圧迫感を与えない高さとするように努める。
	緑化	■駐車場については周辺からの見え方に配慮し、道路境界付近への植栽、外周の生垣緑化に努める。
		■道路境界部に生じる小スペースについては、積極的に緑化を図る。
		■敷地面積に対して、緑地率で5%以上、もしくは緑被率で15%以上を確保するものとする。ただし、屋上緑化および壁面緑化はその対象としない。
	設備	■エアコンの室外機や給湯器などの設備機器類、またごみ集積場や倉庫などの付帯施設については、道路などの公共空間から見えないような場所へ設置することとする。困難な場合は、建築物本体と一体化し、同調して目立たないような工夫をすることとする。
② 開発行為		■擁壁については、周辺の風景と調和した形態意匠及び素材となるよう工夫をすることとする。
③ 土地の開墾及びその他の土地の形状の変更		■開発後の土地の形状が、周囲の風景と不調和にならないようにする。 ■造成については必要最小限のものとし、現状の土地形状を著しく変更することのないようにする。
④ 屋外における物件の堆積		■堆積物が通りから見えないように遮蔽するなどの工夫をする。
⑤ 特定照明		■地域の夜間の風景を損なう、過度の明るさや色彩の照明を避ける。

国道331号沿道景観形成重点地区

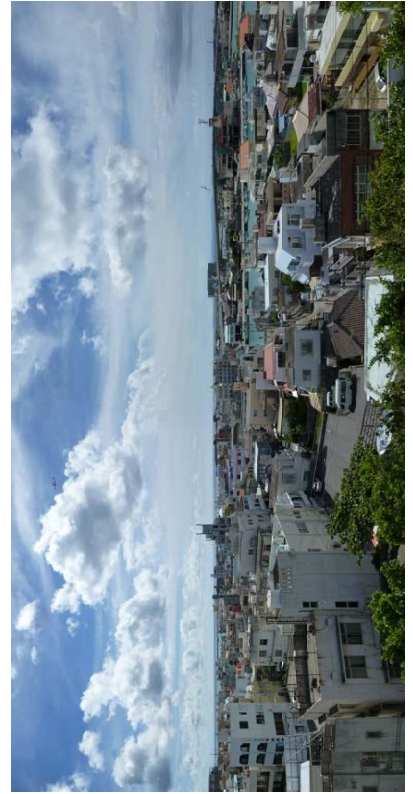
① 建築物・工作物	配置・高さ	■山嶺毛からの眺望を阻害しない高さ・配置となるように努め、その高さは屋上部に設ける建築設備を含めて、15m以下かつ4階以下とする。 ※以上の高さ制限については、公益上やむを得ない理由（津波避難ビル指定を前提とした計画など）又はその他市長が認める理由があると認められる場合で、高さ制限を緩和しても風景づくりの方針に則り良好な風景の形成を図ることができる認められる場合は、高さ制限の緩和を受けることができる。 ■太陽光パネルを設置する場合は、周辺の風景との調和に配慮するとともに、道路や公園などの公共の場所から目立たないよう配置などを工夫する。
	意匠・素材	■山嶺毛や白銀堂などの歴史環境や背景となる漁港の風景に配慮し、外壁に自然素材を使用するなど、街なみに調和した風景を形成するように努める。 ■建築物の屋根の形状については、赤瓦勾配屋根とし、寄棟を可能な限り採用する。
	色彩	■外壁の基調色はマンセルカラーパレットにおいて、5R～5Yで明度8以上、彩度2以下とする。 ■アクセントカラーについては、壁面の垂直投影面積の10%未満においてその限りではない。ただし一般住宅においては壁面の垂直投影面積の5%未満とする。
	敷地・外構	■道路に面する塀などの外構部などの仕上げ材については、琉球石灰岩の相方積みもしくは切り石張りとするように努める。
		■柵などを設置する際は、可能な限り道路境界線から後退させ、解放された公共性のある空間づくりに努める。
		■ブロック塀やコンクリート塀、金網など、自然素材でない無機質な材料を使用する場合は、塗装などによる修景に努める。
		■玄関アプローチ部については、可能な限り琉球石灰岩切り石張りとする。
		■隣地境界部に塀や柵を設置する場合は、圧迫感を与えない高さとするように努める。
	緑化	■駐車場については周辺からの見え方に配慮し、道路境界付近への植栽、外周の生垣緑化に努める。
		■道路境界部に生じる小スペースについては、積極的に緑化を図る。
		■敷地面積に対して、緑地率で5%以上、もしくは緑被率で15%以上を確保するものとする。ただし、屋上緑化および壁面緑化はその対象としない。
	設備	■エアコンの室外機や給湯器などの設備機器類、またごみ集積場や倉庫などの付帯施設については、道路などの公共空間から見えないような場所へ設置することとする。困難な場合は、建築物本体と一体化し、同調して目立たないような工夫をすることとする。
② 開発行為		■擁壁については、周辺の風景と調和した形態意匠及び素材となるよう工夫をすることとする。 ■開発行為により生じた法面などについては、周辺の風景と調和した緑化などにより修景を行う。
③ 土地の開墾及びその他の土地の形状の変更		■開発後の土地の形状が、周囲の風景と不調和にならないようにする。 ■造成については必要最小限のものとし、現状の土地形状を著しく変更することのないようにする。
④ 屋外における物件の堆積		■堆積物が通りから見えないように遮蔽するなどの工夫をする。

米須集落景観形成重点地区

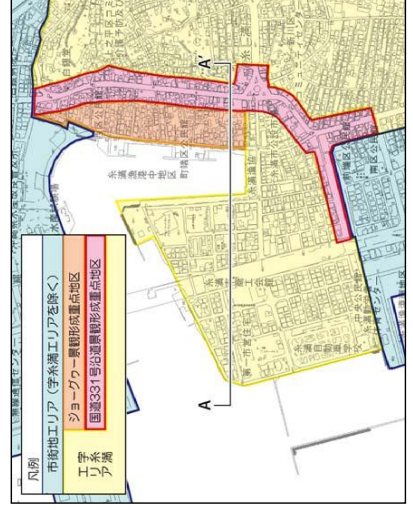
① 建築物・工作物	配置・高さ	■高さは2階建て以下とし、建築設備を含めて12m以下とする。 ※ただし、風景づくり計画の方針に則り良好な風景の形成を図ることができると認められる場合は、階数制限の緩和を受けることができる。 ■太陽光パネルを設置する場合は、周辺の風景との調和に配慮するとともに、道路や公園などの公共の場所から目立たないよう配置などを工夫する。
	意匠・素材	■屋根や外壁は農村集落の風景に配慮したデザインとし、自然素材を使用するなど、米須らしい緑や海のつながりに調和した風景を形成するように努める。
		■建物の壁面が大規模になる場合は、戸建の大きさと建物を分散配置、または分節させる。
		■郷土の歴史・文化を表現するシーサーなどを可能な限り設置する。
	色彩	■外壁は琉球石灰岩の色彩（コーラルホワイト）を基調とし、マンセルカラーパレットにおいて、5R～5Yで明度8以上、彩度2以下とする。 ■アクセントカラーについては、壁面の垂直投影面積の5%未満においてその限りではない。ただし、原色や蛍光色をはじめとした主張の強い色を避け、周辺の景観と調和させる。
	敷地・外構	■宅地の最低敷地面積は300㎡とする。ただし、遺産分割等によりやむを得ない場合においてその限りではない。
		■景観上優れた既存石積みについては保存を図ると同時に、状況によっては移築等の手法を検討する。
		■道路に面する塀などの外構部などの仕上げ材については、可能な限り石積み・石張り塀、もしくは生垣とする。石積み・石張り塀の場合は、高さは1.2m以下とする。
		■建物の外壁は主要な出入口が面する道路より2m以上後退させる。ただし、車庫に関してはその限りではない。
		■玄関アプローチ部については、前面道路とのつながりに配慮したデザインとする。
■ブロック塀やコンクリート塀、金網など、自然素材でない無機質な材料を使用する場合は、塗装などによる修景に努める。		
緑化	■隣地境界部に塀や柵を設置する場合は、圧迫感を与えない高さとするように努める。	
	■敷地面積100㎡に対して最低1本の高木を可能な限り道路側に植栽するものとする。	
	■道路境界部に生じる小スペースについては、生垣等により積極的に緑化を図る。	
	■敷地面積に対して、緑地率で10%以上、もしくは緑被率で20%以上を確保するものとする。ただし、屋上緑化および壁面緑化はその対象としない。	
設備	■国道331号および県道7号線沿線については緑地率で10%以上、もしくは緑被率で20%以上を確保し、さらに国道331号および県道7号線に面する部分の間口緑視率は、10%以上とする。	
■エアコンの室外機や給湯器などの設備機器類、またごみ集積場や倉庫などの付帯施設については、道路などの公共空間から見えないような場所へ設置することとする。困難な場合は、建築物本体と一体化し、同調して目立たないような工夫をすることとする。		
② 開発行為		■擁壁については、周辺の風景と調和した形態意匠及び素材となるよう工夫をすることとする。
③ 土地の開墾及びその他の土地の形状の変更		■開発後の土地の形状が、周囲の風景と不調和にならないようにする。 ■造成については必要最小限のものとし、現状の土地形状を著しく変更することのないようにする。
④ 屋外における物件の堆積		■堆積物が通りから見えないように遮蔽するなどの工夫をする。
⑤ 特定照明		■地域の夜間の風景を損なう、過度の明るさや色彩の照明を避ける。



図：（参考）山嶺毛（サンティンモー）から海までの断面図（A-A'）



山嶺毛（サンティンモー）
から海への眺望



図：断面位置図